

第 5 7 回議会運営委員会記録

令和 7 年 7 月 2 5 日

【開催日】 令和7年7月25日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時20分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎

【欠席委員】

委員	笹木慶之		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	恒松恵子		

【執行部出席者】 なし

【参考人】

参考人	樋口晋也		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書
- 2 第10回議会運営委員会における諮問事項について
- 3 その他

午前9時 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから、議会運営委員会を開催いたします。本日、笹木委員が所用のため欠席でございます。委員外議員として、恒松議員が出席を求められておられますが、皆様、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、恒松議員、どうぞ御着席

ください。

(恒松恵子議員 着席)

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項の1点目、日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書を議題として審査を行います。本日は、参考人として陳情者であります樋口晋也氏の出席を得ております。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席していただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼を申し上げます。本日の議事について申し上げます。本陳情書について参考人の方から説明していただき、その後質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言をしていただきますようお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あわせて御了承願います。では、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。それでは樋口晋也さん、お願いいたします。

樋口晋也参考人 おはようございます。今日は参考人ということで、意見陳述の場を与えていただきまして、ありがとうございます。皆様、もう御承知のように、7月14日に取り下げられたとはいえ、共産党市議団より私個人を名指した文書が議会に提出されました。このことについて、私のほうから陳情書を提出させていただいたわけですが、こちらに書いてあるとおり、議会運営委員会にこの書類が出ました。質問が3件、下に書いてあるんですが、その前文に様々な虚偽の記載や想像だけで記載されている文言があって、私個人の名誉を著しく毀損するものです。これまでも暗いまち（8月4日、陳情者から「暗いまち」を取り消す旨の申入れあり）では、明るいまちでは様々な誹謗中傷を受けてきました。それは個人的なことだと対応してきましたが、今回は国民から見放された落ち目の共産党議員による記事ではなく、議会に提出されたデマの文

書であります。この虚偽による名誉毀損の文書は、全世界に日本国中に発信され、永遠に残るものです。そして、その中には、日本共産党が選挙のたびに違法行為を繰り返していることを自白している証拠となるものも含まれており、看過することができません。名誉回復も含めて、陳情書を提出させていただきました。それに当たりまして、1点ここで委員の皆様に出しましたが、私が首謀する政治団体で出しました政経ジャーナルという紙面がございます。これは、今回、私の誹謗中傷につながっていく中で、説明をするためにどうしても必要になってくる文章が裏面にございます。そして、皆さんにも御確認していただきながら説明する必要性があることから、改めて資料として提出させていただきたいので、お諮りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

宮本政志委員長 樋口参考人から追加資料提出の御要望がございました。資料の中身を精査しないと委員の皆さんも判断しにくいと思いますので、暫時休憩に入ります。

午前 9 時 5 分 休憩

午前 9 時 13 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほど樋口参考人から委員会資料の追加提出がございました。内容は精査していただいたと思うんですが、委員会の議決が必要になりますので、御意見等がございましたらお願いいたします。なお、本日は笹木委員が欠席して恒松議員が委員外議員として出席していらっしゃいますが、議決権があるのは、大井委員、伊場委員、中岡副委員長の3名のみとなります。それでは、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。御意見等はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、委員会資料としてこれを採用しますが、異議ございませんね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、委員会資料として扱ってまいります。事務局、手続をお願いし

ます。それでは、樋口参考人、意見陳述に入られてください。

樋口晋也参考人　まずは、日本共産党市議団が議長宛てに提出されましたこの文書です。なぜか急に取り下げられた文書ではありますが、これについては、虚偽、また事実に基づかない記載や想像で記載されたもの、印象操作によって私を陥れようとする等々悪意に満ちた文書であり、重大な名誉毀損である文書で、それが議会に提出され日本国中に世界中に配信されましたので、この内容についてまず御説明させていただきます。頭から順を追って説明します。3行目から4行目には「「公選法違反」を口実にした追及行動」とありますが、私がこの違反行為を口実に何をしようとしていたのかは明らかにされていません。まさに印象操作です。フォローするとすれば、文書作成能力の程度が相当低いのかもかもしれません。5行目、「ビラがその議員の自宅周辺に配布され」とあります。ただいま参考資料として提出させていただきましたこのチラシのことなのですが、このビラは、前田議員——公開されておりますので申し上げますが、埴生にお住まいでいらっしゃいます。その自宅周辺ではなく、津布田、厚陽、渡場、出合、そして厚狭の一部地域でも配布しております。どんどん落ち目の共産党ですから、情報収集能力がないにしても、矮小化されて書かれるのは不本意であります。次、6行目から7行目に「その動画がY o u t u b e にアップされる事態にまでなりました。」とありますが、どんな大変な事態なののでしょうか。これも表現によるただの印象操作だと考えています。日本共産党はこんな雰囲気の見出しが好きだなど。でも、こういうことをやっているから、市民の心はどんどん共産党から離れていっているのではないのでしょうか。次の行、8行目です。「「公職選挙法違反」ならば市民として刑事告発が筋である」との主張ですが、これは共産党の主張であり、私たち普通の善良なる市民は告発なんてそうそう機会などありません。市民はそうあるべきであるとの決めつけは、やはり時代錯誤的発想で市民の感情とずれています。その3行下11行目ですね。これは前言撤回でおかしなことを言っています。「公選法の解釈や判断など一般市民にできるわけもないのに」とありま

す。まず1点、一般市民に判断できないとなぜ決めつけるのか、判断できるのは法律家と共産党員だけでしょうか。ばかじゃないのと思いました。2点目、ここが重要なポイントです。「公選法の解釈や判断など一般市民にできない」と、この文書は明らかに私のことを指しています。これまで私は、私が一般市民であると絶えず主張してきましたが、共産党は執拗に一般市民ではないと一切認めませんでした。しかし、ここで私のことを一般市民と定義づけての記述です。年を取ってくるとぼけてしまって（8月4日、陳情者から「年を取ってくるとぼけてしまって」を取り消す旨の申入れあり）何を言っているのか訳が分かっていないのでしょうか。これが共産党の実態です。そうです。私は一般市民です。12行目、「何を明らかにするということのでしょうか。」とあります。ユーチューブを見て、この原稿を書いたのではないのでしょうか。ここでインタビュー動画を放送してもいいんですけれども、時間もかかりますし、見た方は皆さん理解してくれていました。目的は事実を明らかにする、この1点であります。日本語が苦手な共産党さんは、やはり小学校から学ぶべきであり、これではただ因縁をつけているだけのチンピラのように大変恐ろしいです。その次の行から、「議員やその家族へのいじめにも等しい不法行為」とあります。何がいじめなんのでしょうか。冗談じゃありません。共産党の理屈から言えば、一般市民には違法行為は判断できないから、我々日本共産党議員団はプロなんだから違法行為があるなら告発するというのが筋ではないのでしょうか。それをせずにおいて、言葉遊びで人を中傷するとは言語道断。恥を知れ、共産党。次の章では、共産党のばかが瀬踏み行為について触れておりますが、これは後に回します。瀬踏み行為が終わった次から最後まで、この文章のことは議会が考えることで、共産党さん勝手に騒いどけということで私から特に陳述はございません。では、今飛ばしました瀬踏み行為についてです。共産党は、私がアップしましたユーチューブ、前田議員へのインタビュー動画もちゃんと見ているのでしょうか。疑問があります。ぜひ議会でこのことは確認していただきたいと思っています。見ていてのこの文章だとしたら、相当いかれた頭だなあと感想を持ちました。まず、瀬踏み行

為とは何なのか。ネットで検索するとたくさんの説明書きが出てきますが、どれも似たようなものですので、一例を読み上げます。「瀬踏み行為とは、立候補を検討している人が、自分がどの程度有権者の支持を得られるのか、自分が当選する可能性はどの程度あるのかを調べることは、立候補のための瀬踏み行為として認められています。立候補には大きなリスクが伴うため、立候補前に当選の可能性を探ることが認められているのです」とあります。これに異論のある方はいらっしゃらないとは思いますが、不安であれば御自身で御確認ください。共産党は、私がYouTubeでインタビューを行った内容を聞いた上で、そして本人の音声を聞いた上で、これが瀬踏み行為であり誰もが行っている行為と断言しています。誰もが行っているそうです。少なくとも共産党はやっているという解釈はできるんだろうと思います。では、ここで音声データを聞いていただきます。まず、この音声は、選挙まであと3週間、4年前の10月が投票日でした。これは、9月に入ってから個別訪問での音声だということを前提にお聞きください。

音声 「すみません。このたびこういった形で、名刺で皆さん方をお願いをしております。」

樋口晋也参考人 今の声は前田議員なんですが、「皆さんに名刺でもってお願いに回っております」という発言でした。続きまして。

音声 「今回、河崎さんが、一応3期をもって一旦退かれるという話を8月の10日前後ぐらいにお話頂いて、河崎さんがやってこられたところまでのことができるかどうか分からないけれども、まずは一歩」

樋口晋也参考人 河崎さんの跡を継いでと後継を発言されています。後継については、ここは少し弱いんですが、後ほどまた出てまいります。続いて。

音声 「そちらのほうで頑張ってみようということで、自分の意思が固まった

という状況で、今回出馬を考えるというような形に（以下、聴取不能）」

樋口晋也参考人 自分の意思が固まったということで、出馬すると発言をされています。続いています。

音声 「選挙に行くところは（聴取不能）」

樋口晋也参考人 これは同行者の声なんですけれども、選挙に行くところは全部手を打っていると。選挙についての手を打っていることを前田議員の同行者が相手方に伝えているという発言です。続いています。

音声 「だからもう基本的に選挙対策本部長はじゃあ誰とか、会長さん誰って、いろいろ規約を整えなきゃいけない状況の中、実際会長が（聴取不能）とかね。」

樋口晋也参考人 ここで御本人が、選挙対策本部長は誰とかという選挙の具体的な役職について触れられています。続いています。

音声 「でも、思いは地域のことを思って、やっぱり河崎さんの後継受けたんですよ。やっぱり誰かが手を挙げて、やっぱりこの地域のことをはじめ、市民にもそういう声を届けるやっぱり何か架け橋にしないといけない。」

樋口晋也参考人 河崎さんの後継者として、地域の声を届けないといけないという発言です。続いています。

音声 「頑張ってください。」「ありがとうございます。」「なんとか力添えを。政治的なところがだいぶあるからね。ほとんどみんな手を打ったんだ。（聴取不能）ほかの候補より出遅れだから。だいぶ遅いからね。」

樋口晋也参考人 今の一連のお話を聞いて、「何とかお力添えを」という発言

がありました。後援会かなと思っていましたら、続いて、政治的なところがあるから手を打ったんだ。ほかの候補より出遅れが大分遅いから。要するに他の候補者の発言をされている。これは選挙にならなければ、皆さんも候補者ではないわけで、選挙の話であるということが明らかです。

音声 「慌てて回らないといけないけど（聴取不能）やっぱり低いだろう。（聴取不能）」

樋口晋也参考人 慌てて回れ。選挙が間もないから、慌てて回れという発言だと捉えることが可能です。

音声 「急にちょくちょくお話を頂いて、何とかならんかな、何とかならんかな、何とかならんかなってというような話でずっと考えました。考えました。考えたけれども、結局いずれにしろ、今だからこそ言えるけど、結論はイエスしか返事ができんわけですよ」

樋口晋也参考人 選挙に出てくれって言われて、イエスしかなかったと。要するに、これも補足資料的な形ではありますが、選挙に出る出馬自体をここで発言をされていますので、そういう意味で捉えて問題ないと思っています。

音声 「今の形ね、議員の構成からいくと、やっぱり河崎さんの存在って僕自身は、私自身は大きい位置づけかなって、やっぱりそこに誰かが入って、やっぱり引き続き形として出ていかないと。」

樋口晋也参考人 埴生の今の議員の構成からいくと、河崎さんの存在は大きいと思っています、引き続いて誰かが出ていかないとということで、自らが後継者であるということを主張されました。以上、12点の指摘をさせていただきました。改めて、瀬踏み行為とは何かを読みます。「立候補

を検討している人が、自分がどの程度有権者の支持を得られるか、自分が当選する可能性はどの程度あるのかを調べることは、立候補のための瀬踏み行為として認められています。立候補には大きなリスクが伴うため、立候補前に当選の可能性を探ることが認められているのです。」。賢明な議員の皆さんにはお分かりでしょう。明らかに瀬踏み行為と全くかけ離れたものであるということで、これを誰もがやっていると。少なくとも、誰もがというのは共産党という狭い世界観で言ったとすれば、共産党はやっていると。これは大きな問題であろうと思っておりますが、共産党の選挙違反については、私が今ここで触れるのもと思いますので、終わりたいと思います。さて、この議長に対する今説明しました質問状ですが、この発端は、資料として陳情書にも添付しています、この日曜版に織り込まれていますこの暗いまち（8月4日陳情者から「明るいまち」に訂正する旨の申入れあり）が発端となっています。このチラシを見たときに、私は個人のフェイスブックで反論をしました。しかし、共産党の攻撃は大変執拗な形で、とうとう議会まで巻き込み個人攻撃をしてきました。先ほどの共産党の主張を思い出してみてください。共産党いわく、一般市民には違法行為は判断できませんと、私を一般市民と明確に認識した上で、議長宛てにあのような節操のない悪口を書いて出しています。私が悪いんでしょうか。事の本質を確かめるためには、どうしてもこの共産党の暗いまち（8月4日陳情者から「暗いまち」を取り消す旨の申入れあり）について触れないわけにはいきませんので、提出しました資料について説明します。すみません、明るいまちでした。続けてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ここに公職違反を口実に――なぜ刑事告発しないというところについては先ほど説明いたしましたので、これは飛ばします。共産党市議団のばかのような相手なので、理解できないなら、共産党の皆さん、教えて差し上げるから連絡してきてください。どうせカメラのそっち側で見ているんやろうが、びびりながら、と感じました。では委員長、ここで一旦休憩を頂けると。集中力が切れるんですが、どうでしょうか。

宮本政志委員長 それでは、暫時休憩入ります。

午前 9 時 3 0 分 休憩

午前 9 時 5 0 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。樋口参考人、先ほどの冒頭からですけど、共産党に対して大変無礼な発言が散見されたというふうに委員長としては受け止めておりますので、そのような無礼な発言をされないように十分注意願います。それから、その無礼な発言を不穏当発言として、委員会としては取り消す権限がございません。樋口参考人には権限がございますが、取消しはされますか。

樋口晋也参考人 無礼な発言がありまして注意を受けたということで、大変申し訳ございません。ただ、この共産党が議長に提出した文書の中には、人に対して無礼千万、それ以上に誹謗中傷、法的にも問題があるのではないかというような形で非難を受けておりこの場にあります。しかしながら、委員長の今のお話は、共産党と同じレベルまで自分が品を悪くする必要はないのではないかと受け止めて、検討することにいたしますので、検討するという事で御理解いただけないでしょうか。

宮本政志委員長 はい、分かりました。それでは、意見陳述をお続けください。

樋口晋也参考人 それでは、続けてまいります。まず、チラシの公選法違反を口実にという明るいまちの分ですね。ここに入ったところで休憩に入ったわけですが、まず、ここの中に、前田議員の家族までもが恐怖を感じということと、議長が私と前田議員の仲介をしたという記事ですが、この 2 点については、少なくとも私はどちらも把握しておりませんでした。ということは、前田議員が関わっていらっしゃる可能性があるということで、直接お電話をして前田議員とお話をし、確認させていただきまし

たが、「共産党から取材は一切受けていないし、何も答えていません」ということでした。完全に共産党はうそ、虚偽の記事を書いています。この明るいまちにはうそが満載です。そして、何よりもインタビューをして、この記事の中には、前田議員が謝ったから一件落着との記事。これも完全なる捏造です。これは悪意を持って私を陥れる、まさに名誉を毀損する記事であり、強い憤りを覚えております。音声を流したいと思えます。まず、インタビューの核心部分だけを切り取ってまいりました。最初に、私はまず、前田議員に感謝の意を述べております。

音声 「取材を申し込みましたところ、取材を受けるということで、本日こうしてこの場を頂きました。ありがとうございます。いいか悪いかではなくて、例えば共産党の山田さんなんかはただ逃げるだけ、そして記事に書くだけということに比べて、前田議員がこうして堂々とお見えになられたということについては感謝申し上げます。」

樋口晋也参考人 まずは、このインタビューの目的である説明責任を果たしてほしいということを伝えています。その中では、違反行為についてだけではなく、前田議員の政治姿勢やこれまでの取組、前田議員が失職していれば次点の方が上がることになっていたその方にすれば、じくじたる思いがあるのではないか、それについてどう思われますかなど、いろいろなことをお聞きしました。これも違反行為だけではなく、市議会議員、前田浩司さんという人がどういう人なのか。市民、有権者の皆さんに見ていただく必要があると考えたため、質問させていただきました。そして、公職選挙法の違反部分についてですかね。ちょっと流します。

音声 「私が、興味本位で今日のこの場を持っていたいたわけではありません。公職選挙法の疑惑が強い中で、前田議員が市民の皆さんに説明責任を果たす責任があると。市民としていろいろお話をお伺いしたいということでのこの場でございます。」

樋口晋也参考人　ここから、公選法違反についてです。すみません。先ほど新たに資料として提出させていただきました左側の裏ページの左側の上のこの４点について１番というような形で、前田議員が御発言をされていますので、見ながらお願いします。

音声　「今日、冒頭で申し上げた四つの点について、私のほうから、問合せがあったんで、一応お答えのほうはさせていただきました。確かに一、二点について、やはり特定の選挙とか、あるいはその行為です。これについては、先ほど申し上げたとおりでございます。３番、４番について、例えば３番、「候補者の当選のために投票を得るための行為であること」。これは３項で「立候補の表明で協力を要請」と一応書いてありますけれども、私自身が、すぐそうやって捉えられても結構なんですけれども、本当に協力の要請で、（聴取不能）に上がったって相手の方が思われたらそこまでなんですけれども、そういったことで上がった部分ではないかなというところでの軽率だったということにはなるんです。」

樋口晋也参考人　ここが大事な論点で、前田議員は３番目のこの項目について話を聞いた。その方がそういうふうを受け取ったのであれば、これはしようがない。私が反省すべき点だと。主観論、その受け取り方によって変わるんだということを主張されました。ちょっと音声聞きにくかったと思うので、今、補足で言ったんですが、それに対して私は、前田議員に説明をいたしました。続けます。

音声　「前田議員、まず今の件について、そういう主観論で私はこの記事は書いておりません。テープをもう一度聞いていただくと分かりますが、選対委員長という言葉が使われています。これは、前田議員自身が、いわゆる選挙対策本部長、選对本部長、選对本部長というのは、選挙のときにはならなければ、そういう役職は存在しないんですよ。選対という言葉を確認に使われています。最初ですね。しかし、選对本部長。選挙の話だから、選对本部長っていう言葉が出たと。客観的な事実なんですよ。

そして、一緒に行かれた方、名前は消していますが、その方がほかの候補は。ほかの候補ですよ。選挙が始まってない。他の候補がもう先に行っているからという話があったときに、前田議員は止めるどころかそのまま静観されておりました。要するに、2人の行動は、事前に投票を得るための行動であったと客観的に取れるから私は書いていて、このセキュリティでずっと映像音声撮られたこの提供者は、何か理解をされてなかったけども、その方がどう思ったかなんて主観論で私は言いません。主観論であれば、こんな場にする必要はないと思っています。主観じゃなくて、客観的にあの音声データによって、前田議員の意思が明確に表れているということで、今回、市民に知らせる必要があるから動いているということをまず御承知ください。3番について御反論があると。」「（聴取不能）」「ですね。じゃあこれは客観的な事実に基づいたものですね。」「そういうことですね。」「ほかに何か意見がございますか。4番目はいいんですか。」「特に4番目もございません。」「これは客観的な事実に基づいていますよね。」

樋口晋也参考人　ということで、当初は主観論で認めているんだということが、お話をする中で、主観論ではなくて客観的な発言を組み合わせ中を総括すれば、この3番4番もそれに該当するものであるということを御本人もお認めになりました。この明るいまちのこの記事の中にある部分について、一件落着と私がしたのかどうかについて、私はこのインタビューの最後で述べていますので、音声最後ですが聞いていただきます。

音声　「はい、分かりました。最後に何かおっしゃりたいことはもうないですか。」「もう（聴取不能）どおり、初めての選挙で軽率であったということで、大変市民の方にはご迷惑をかけたというところで、大変申し訳ございませんでした。」「じゃあ、私のほうも以上で終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。前田議員のいいところも悪いところも含めて、勉強不足であるところも含めて、これは最終的には市民が判断する、有権者の皆さんが判断をすることだと思っています。」

樋口晋也参考人 以上です。これのどこが、共産党が書くところの前田議員が私に謝罪して一件落着というものでしょうか。親切心で申し上げるんですが、耳が聞こえんのなら補聴器を買われたらいかがかなと御助言申し上げます。（８月４日、陳情者から「親切心で申し上げるんですが、耳が聞こえんのなら補聴器を買われたらいかがかなと御助言申し上げます。」を取り消す旨の申入れあり）勝手な妄想で、共産党が言うところの私一般市民を誹謗中傷し、陥れようとする真の共産党の姿がここに表れています。最後に、事の発端である日本共産党市議団、そして日本共産党についてお話しして終わりたいと思います。山陽小野田市議会においては、共産党の山田議員らは、一般会派ではなく政党会派として先般届出を出され、２人会派として活動しているようです。この政党会派である日本共産党というのはどのような政党なのでしょうか。今回の陳情を議会運営委員会において審査していただくに当たり、皆さんにしっかりと御理解を頂く必要があります。議員だからみんな知っているはずとの考えもありますが、考えてみれば、最初から共産党みたいなばかに見える人たちは相手にしていない、興味もないという保守系議員がいても普通だと思いますので、オフィシャルな情報をもって１点だけ説明をさせていただきます。皆さんがまだ若い頃、地下鉄サリン事件というのがあったのを覚えていらっしゃるでしょうか。１９９５年３月に東京で発生した事件で、オウム真理教が起こした残虐で悲惨な重大事件の一つです。これらオウム真理教の事件によって、オウム真理教は、国家公安委員会が監視対象とする団体に指定されており、破壊活動防止法に基づく調査、規制の対象団体となっています。日本共産党は、そのオウム真理教と同じく、監視対象団体に指定されています。それは、暴力主義的破壊活動を行う可能性のある団体ということでの指定です。しかし、あろうことか、面の皮の厚い日本共産党は、地下鉄サリン事件の４年後の１９９９年１１月２９日、抜粋ですが、「民主政治や国民の基本的人権と相入れない公安調査庁と破壊活動防止法を直ちに廃止するよう」という主張をしています。大変自分勝手な解釈で恐ろしい団体です。この

ような危険な団体が、これまで政党として認められていることは、日本の民主主義のすごさを感じます。中国や北朝鮮であれば、即刻解散命令で、命の危険さえあったのではないのでしょうか。日本では自由が保障されている中で、日本共産党の市議団を名のり、上部組織の衆議院第1選挙区支部長を務める三藤美智子氏が、市議会に乗り込み圧力をかけるなどの大変下品で品性のかけらもない行為を行いました。しかし最後、三藤氏は尻尾を巻いて逃げ返ったという出来事もありました。暴力も破壊活動も虚偽の記事で人を陥れることも、何でもありの日本共産党の存在が許されているのが現状です。そこにあぐらをかいている日本共産党に恥という概念がありません。山陽小野田市議会に関わる皆さん、国が監視対象団体になっている日本共産党を名のる者たちを会派としてこの山陽小野田市で認めていいのでしょうか。即刻、会派の取消しを行うべきではないのでしょうか。終わりに、日本共産党は、自らも認めているように、私一般市民に対して誹謗中傷を共産党の紙面だけにとどまらず、議会にまでこの捏造記事を持ち込み全世界に発信されました。今も、これからも、この事実が消えることはありません。そして、この悪質なチラシは2名の市議会議員によって発行されていることが記されています。その責任は共産党だけにあるのではなく、その執筆者であり、発行者を構成する2名個々人の罪も問われなくてはならないと確信しています。このような卑劣で悪質な行為に対して、議会はどのように対応してくれるのでしょうか。責任の所在を明らかにし、厳粛なる処分を行っていただきますようお願い申し上げ、意見陳述といたします。長時間ありがとうございました。

宮本政志委員長 ありがとうございました。陳情書に対する説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思いますが、本日の意見陳述は少し内容も深く、そして量的にも多いように感じましたので、質疑に入る前に一旦、暫時休憩します。

午前 10 時 7 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。質疑応答に入りたいと思います。委員の皆さん、質疑はございますか。

伊場勇委員 今、説明していただいた中で、樋口さんから、共産党市議団が出した文書に対して「樋口さんに対しての悪意に満ちた文章」という表現がございましたが、確認となりますが、悪意に満ちた文章というところをもう一度確認の上で御指摘いただけたらと思います。

樋口晋也参考人 では、この文書を基に行きたいと思います。まず、3行目の「公選法違反を口実」。この「口実」というのがイメージでやっていることであると思っています。「自宅周辺に配布」というのは、私が関係する政治団体の活動を矮小化するものだと考えています。これでそこから続くんですけども、要するに「事態にまでなった」と。いや、事態じゃなくて普通の話でしょうって。要するにこれも陥れる表現であると。「市民として、刑事告発が筋」というのは嫌がらせなのかよく分かりませんが、意味が分かりません。「公選法の解釈や判断など、一般市民にはできるわけもない」と、この一般市民とは私のことだと思いますが、私に判断ができないと断言していること。そして、大きなところで、この文章の最後、私がいじめを行ったということ、そして、不法行為を行ったという2点が大変大きなものだと思います。瀬踏み行為については、共産党さんがちゃんとした判断ができないというレベルの稚拙な話なので、私自身が問題とはいたしておりません。意味が分からないのは、ここは山陽小野田市議会というこの表題のことを言っていると思いますので、これについてはもう私はコメントはなしで、ここまでが私の問題点と捉えております。

伊場勇委員　あと、瀬踏み行為についてですけれども、樋口さんが出された陳情の中で、日本共産党が選挙のたびに違法行為を繰り返していることを自覚している証拠となるものも含まれているということです。この点についても、もう一度詳しく御確認させていただけたらと思います。

樋口晋也参考人　瀬踏み行為についてですけれども、先ほど流しました音声データを聞いていただいた上で、それが瀬踏み行為ではないんだということを申し上げました。その具体的なことということで言いましたが、まず、選挙まで約3週間しかない時期であったこと。皆さんに名刺でお願いに回っているとのこと。河崎さんの後を取ってやるという後継者であることを示したこと。自分の意思が固まって出馬するに至ったという発言があったこと。選挙に行くところは全部手を打っている。何をするのか正確には私も把握はできませんが、これも後援会活動でいくところではなくて、選挙に行くところと捉えています。ただ、ここは明確に分かりません。続いて、本人から選挙対策本部長は誰で云々と選挙の話が具体的にここでも出てきていること。続いて、河崎さんの後継者として地域の声を届けないといけないから自分がということで後継を明確に言っていること。続けて、何とかお力添えをと投票依頼をしていると。選挙のお話ですから、お力添えは投票行動であると思います。そして、政治的なところがあるから手を打ったんだ、ほかの候補より出遅れが大分遅いからねということで、他の候補者よりも、この9月というところで1か月もない時期での候補という言葉は、明らかにもう選挙運動をしているという自覚でやっているから言葉が出た。そして1か月しかないというところで、慌てて回れってことという発言がありました。これも要するに選挙が直前を示唆した事前運動であると。瀬踏み行為というレベルではなくて、埴生の今の議員の構成からいくと、河崎さんの存在は極めて大きいとっていて、引き続いて誰かが出ていかないと後継を改めて主張しました。ですから、今のような内容で、瀬踏み行為ではなくて、明らかにこれは公職選挙法の事前運動に該当するものであって、瀬踏み行為とは全く言えないものであるということがまず大前提です。そ

の上で共産党は、誰もがやっていることだと断言をしました。共産党が他の会派あるいは他の議員に、あなたはこういうことをやっていますかという確認をしているとは私は思えません。その辺は議会で確認をされる必要があるかと思いますが、そこから推察すると、誰もがやっているというのは、共産党が関わる選挙では誰もがやっているというふうにしとか受け止められませんでした。だから前田議員が、この4項目を公選法違反事前運動に該当する、軽率であったと謝罪されて、市民の審判を仰ぐわけですが、共産党もこれと同様のことをしているとはっきり言っている。これは大きな問題であると捉えているということです。

大井淳一郎委員 今日はお疲れさまです。陳情の中に、「私個人の名誉を著しく毀損する」と書いてあります。名誉毀損なんですけれども、外部的名誉を害し毀損するということで、社会的評価を低下させるということが一般的な解釈なんです。この共産党が出された申出書によって、樋口さんの社会的評価が低下されたようなことがあったと思うんですが、その辺りを具体的に説明していただければと思います。

樋口晋也参考人 私が、議員の家族を脅迫したかのような表現であったり、また、最後に先ほど伊場委員の質問に答えましたが、いじめを行ったという表現であったり、そしていじめにも等しい不法行為、いじめよりもっとひどいんですよね。不法行為と言わざるを得ないと。私はそんなむちやをする人間なのかと。「樋口さん、これ本当ですか」という電話を何本か頂きました。いやいや、これについては意見陳述するから聞いてくれと。「驚きましたよ」というようなお電話も頂きました。著しく、そしてその中に先ほど来、小さいところで言いました私を陥れようとする悪意ある表現、やはりこれも印象操作の中で、樋口という人間はこんな人間なんだって総合的に私を陥れようと。それは名誉を毀損していると。しかも、共産党が言っているように、私は一般市民なんです。プライバシーが確保されていないとも思っています。

伊場勇委員 この陳情書の中で、これまで様々な誹謗中傷を受けたということがあります。覚えている限りで結構ですので、教えていただきたい。

樋口晋也参考人 たくさんあり過ぎてですね。ただ、事の始まりは、ある議員の政治倫理審査会の請求書が市民から出てきました。私が首謀する政治団体で意見広告を出したわけですが、それに対して共産党は、私に何の確認もなく、高松議長がいかにも私に議会の情報を横流ししたかのような記事を記載していました。私は共産党のある方とそのことについて説明をしようとしたのですが説明を受け付けることもなく、そこから明るいまちの記事で、議長が私に議員しか知り得ない情報を漏えいしたというところで、いや、私が議員に手を回して裏の情報を手に入れる、暗躍しているかのようなふざけた文書が出ました。全てはそこから始まったと記憶しています。あとは、もう何かいろいろあって、また改めて呼んでいただければ、四、五十個ぐらいあると思いますので、もし必要があれば言っていただければと思います。

伊場勇委員 最後になるかと思いますが、樋口さん御自身の名誉を回復のため、まず共産党市議団に対してしっかり事実確認をしていただく。そして責任の所在を明らかにしていただく。その上で処分が必要ではないかという考えで間違いなかったでしょうか。いかがですか。

樋口晋也参考人 はい、おっしゃるとおりです。昨年でしたか、議長が明るいまちのことを議会運営委員会に諮問されたと記憶しています。任期が近づいていますので、それがどうなるのか私も静観させていただいておるんですけども、明るいまちというのが発端で、今回議会にまで持ち込まれたということもあります。議会内のことですので、それがどうリンクするのか、あるいはそれぞれが判断されるのか、そこは私があずかり知らないところですので分かりませんが、やはり事実を明らかにする個人の責任と団体の責任、要するに共産党と共産党議員というものの責任の所在を明確に。参考人として述べた陳述内容が事実であるかの確認も含

めて精査していただいた上で、事実を認定していただいて、その上で議会としてできる処分を求めたいということです。

恒松恵子議員　いろいろありがとうございました。明るいまちの中で、樋口さん個人のユーチューブページを攻撃的であるとか詐称とか言われております。それに対する思いがありましたら、教えてください。

樋口晋也参考人　ありがとうございます。あればかりではないんでしょうね。私は共産党の明るいまちと違って、本人に必ず確認をして記事を書いております。ただ、共産党さんに関する記事は、逃げ回るので、意見をぶつけて何も反応なければそのまま書くということはあるんですが、私は事実に基づいて事実を書いております。明るいまちとは全く違うもので、それも大変憤っております。取材をして書く。山田議員は確認して書くようにしていますって、うそじゃないですか。そういうレベルのチラシと、私のユーチューブを一緒にされては甚だ迷惑だし、そんな品のない根拠のないことを一切発信しておりませんので、本当に怒っています。

大井淳一郎委員　ユーチューブアカウントのことが出ましたので質問します。明るいまちで、山陽小野田市議会を詐称しているんだという書きぶりがありました。詐称の意図があるのかどうかというのが1点です。また、もう1点は、この山口県山陽小野田市議会というアカウント名にされた意図についてお答えいただければと思います。

樋口晋也参考人　まず、詐称の意図はもちろんありません。それと、見ていただければ、共産党以外は個人アカウントと誰もが分かるだろうと私は思っております。ただ、当初、私は山陽小野田市議会でアップしようと思っていたんです。しかし、山陽小野田市議会ってやっちゃうと、山陽小野田市議会のアカウントがあるので、これはちょっと配慮する必要があるなと。これは、全世界に発信したい、日本国中に発信したいという思いから山口県の山陽小野田市議会だよということで、ちょっと二つ目の

答えとかぶるんですけれども、一定の配慮をしたから、山口県そしてスペースを空けての山陽小野田市議会というアカウント名にしたということが開設したときの私の思いです。

大井淳一郎委員　ですから、あくまでも山陽小野田市議会を詐称するというものではなくて、山口県山陽小野田市議会のことを取り上げたユーチューブと理解してよろしいでしょうか。

樋口晋也参考人　委員のおっしゃるとおりで、詐称という気持ちは全くありませんでした。山陽小野田市議会のことを広めていきたいという思いであって、共産党さんがやられる詐称とは全く違います。

伊場勇委員　樋口さんが先ほど説明の中で、私が一般市民ではないという言い方をされてきたと。このたびは共産党市議団の方が出した文章に一般市民とあり、これは私のことだろうってありましたけど、一般市民ではない取扱いをされてきたというところに少し補足があればお願いします。

樋口晋也参考人　おっしゃるとおりで、まず、議長に出された分についてはともかく、明るいまちに全部個人名が出ています。一般人の名前は普通出さないですよ。右翼的政治団体、私の思想を御存じなのか右翼的、私はどちらかというと左よりかなっていう気もしないでもないです。しかし、左寄りに行くと共産党と間違われるのは甚だ迷惑なので、右翼的になっていきたいなという思いはありますが、こういう個人名をフルネームで書いて、嘘の誹謗中傷記事を書いていっている。個人が何をしようがそんなの普通放っておきますよ。それをなんで共産党は一個人の悪口を——ごめんなさい、僕は悪口じゃなくて事実しか書いてないんですが——を取り上げて悪口を書いてくるのかって全くもって意味が分からない。これが日本共産党。ですから、やはり暴力的な破壊も否定していない日本共産党なので、ぜひここで皆さん、私に何かあればその関係団体の可能性もあるということで、私も身辺に気をつけたいと思っております。

す。

中岡英二副委員長 参考人にお聞きしますが、この陳情書の中で捏造記事の責任の所在とありますが、やはり樋口さんがここでお話しされたことは、捏造記事の事実の確認が一つの大きな目的ですか。その辺をお聞きします。

樋口晋也参考人 大きな目的の一つです。これが事実でなかったということが明らかになるということは、私の身の潔白を遅まきながら立証することに議会が認定していただくということで、この文章は消えませんが、状況によってはそれを見てくれる私の身の潔白が保障される担保となるものですので、この事実確認は明確にやっていただきたいと強く思っております。

宮本政志委員長 そのほか質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、以上で質疑を終了いたします。参考人の方に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席していただきました。そして貴重な御意見を述べていただきましたことに対し、心から感謝いたします。頂きました貴重な御意見等は、今後の本委員会での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、議会運営委員会、一旦暫時休憩に入ります。御協力、誠にありがとうございました。

午前 10 時 41 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。付議事項の2点目、第10回議会運営委員会における諮問事項についてです。こちらの令和6年1月19日の第10回議会運営委員会の会議録は、もう各会派で確認

はされていると思います。この議長からの諮問については、すみません、もうかなり日数がたっております。委員長としてその辺りについてはおわび申し上げます。付議事項２点目について、委員から御意見等はございますか。

伊場勇委員 この諮問された内容については、２０２４年１月２４日に出された明るいまちの内容であろうと思います。内容は読み上げませんが、その中の内容については、事実に基づかない、そして住民の信頼を大きく損なう部分ではないかという懸念があるということでございました。それを受けて、この明るいまちに事実確認をしない記事や個人を誹謗中傷するような記事があるという点については、両議員に確認したところ、事実確認をしてない記事を掲載したことがあるということが確認できました。これを受けて、記事を書くに当たっては必ず事実確認を行うべきこと、記事の内容が不適切ではないかきちんと確認すること、また、内容が不適切であった場合には是正措置を適切に行うことを求めた結果、中島議員と山田議員の両議員からは、事実確認をしていない記事を掲載したことがあったため、改めて記事を精査して訂正記事などの措置を適切に行うという回答があったということがございますので、間違ったところがあればまたさらにそれを訂正した記事が出たかどうかというところは確認する。それが方向性であると思います。

宮本政志委員長 今、伊場委員から、この付議事項２点目の諮問事項についての二つの論点について御意見がございましたが、今の伊場委員の意見について、ほかの委員の方、御意見等はございますか。認識は共通でいいのかな。

大井淳一郎委員 特に、今、伊場委員が言われたことに何か反論するのではありませんけれども、これもかつて、私も委員長のとときに取り上げた件があります。こういった記事が事実に基づかないものがあれば訂正するというのは、もうそれは幾ら表現の自由と言ったって、やはり間違ったこ

とは間違っただけで訂正するのは当たり前のことですので、そうした適切な対応をするというのはそういった措置の下でなされるのが必要であり、今回このように事実に基づかないものを出されているのであれば、再度確認して適切な対処を求めるのが筋だろうと私も思います。

宮本政志委員長 分かりました。恒松委員外議員、至誠一心会も、今大井委員と伊場委員が言われた論点については、同じですか。会派のほうはどうでしたか。

恒松恵子議員 会派としては、お2人と同様で、必ず事実確認をして記事を書くことと、訂正記事を出してまた是正措置を速やかに行うことを求めたいということが至誠一心会の結論でございます。

宮本政志委員長 はい、分かりました。そうしますと、この付議事項の2点目に関しては、事実確認と、伊場委員、大井委員、恒松議員がおっしゃった2点についての論点整理も要りますね。そのほか、今後の方向性の御意見はありますか。私が全て決めて、こうというのでもいいかなと思いますので。

伊場勇委員 方向性としては、そもそも間違っただけを書いたら訂正するのが当たり前です。その被害を受ける可能性のある方がいるのであれば謝るのは普通のことなので、そこについてもちゃんと確認をしなければいけないところが出てくるのかもしれないなと思っています。例えば、両議員をお呼びしてということがあろうかと思っています。

宮本政志委員長 今、参考人招致の必要性について、伊場委員から御意見がございました。大井委員、どうですか。

大井淳一郎委員 議員団の代表だけということもあるんですが、この執筆は共同執筆でしょうから2人を呼ぶのが筋かなと思います。

宮本政志委員長 分かりました。恒松議員、今日は至誠一心会の代表が欠席なので、少し難しいでしょうが、今の委員会の流れとしたら、論点整理や事実確認が方向性として必要であり、参考人招致も必要ではないかという御意見が出ております。至誠一心会に持ち帰っていただいて、その辺りを整理していただけたらと思います。

恒松恵子議員 持ち帰って、参考人招致については速やかに回答したいと思います。

宮本政志委員長 はい。お願いします。そのほか、この付議事項２点目について、確認事項や御意見等はございますか。大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは３点目に入りましょう。その他についてございますか。

大井淳一郎委員 前回、服装の自由化について試行的な云々がありまして、実はもう１個試行的にやっているのが、一般質問の時間のことだと認識しております。往復７０分から片道、あえてそういう表現をしますが、３０分というものについてどうするかということを、もう任期が来ていますので正式に決めたほうがいいのかなと思いました。

宮本政志委員長 確かに、一般質問は６月定例会までを試行という形で取り扱っていたと思います。ですから、大井委員が言われるように、今期中で正式に一般質問をどうするかという結論を出していきましょう。事務局、これは次回以降の議運で早々に扱っていきましょう。９月定例会も絡んできますしね。

伊場勇委員 議場の中の国旗と市旗の掲揚について、掲揚するということは前期の議会運営委員会で決めたと思います。掲揚というと、今、入り口のところに２本、国旗と市旗がございますが、これは掲揚なのかなと思う

わけでございます。なので、掲揚の場所について、もう一度議会運営委員会の中でもしっかり議論していきたいので、問題提起させていただきたいと思います。

宮本政志委員長　伊場委員、創政会からは、本会議場の市旗と国旗が後ろにあります、その場所と掲揚の方法も議論していきたいということです。少し予算が絡んでくる可能性もありますので、その辺りも考慮した上で各会派に持ち帰っていただきたいと思います。みらい21、至誠一心会、いかがですか。

大井淳一郎委員　この件について、会派で再協議したことはないですけれども、以前、私に対応したこともあります。コトバンクで調べたら、掲揚とは、「旗などを高いところに掲げること」とあります。文理的に捉えるのであれば、現状は改めて協議すべきと思っております。

恒松恵子議員　至誠一心会でも国旗について話したことはありませんが、やはり今の状態は掲揚という形にふさわしくないのではないかと個人的には思っておりますので、また改めて会派で協議したいと思います。

宮本政志委員長　先ほど、大井委員からは一般質問の在り方ですね。それから、伊場委員からは国旗、市旗の掲揚の仕方について今後議論していきましょう。委員の皆さん、そのほかに何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）高松議長、よろしいですか。（うなづく者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時20分　散会

令和7年（2025年）7月25日

志 政 本 宮 長 員 委 營 運 會 議